指標

指標のポイント

北海道医師会にはその事業を効率的に推進することを目的に部会および委員会が設置されている。今回新たに警察活動協力医会という部会が加わった。ここでは部会および委員会についてそれぞれの事業内容について紹介する。

北海道医師会の部会および委員会について

副会長
鈴木（すずき）　伸和（のぶかず）

一般社団法人北海道医師会（以下当会と表記する）は定款第10章の部会及び委員会（部会及び委員会の設置）として第56条「会長及び代議員会は、部会及び委員会を設置することができる」としている。今年度当会ではこの定款に則って新たな部会、警察活動協力医会が誕生した。そこでこれを機に当会にある部会および委員会について紹介したい。

部会

1．救急医療対策部会

この部会は当会の事業として実施する救急医療対策について会長の諮問に答え、併せて事業の推進を図るものである。構成メンバーは当会救急医療部管掌副会長および担当理事のほか、各郡市医師会から推薦された①救急医療担当理事、②救命救急センターまたは災害拠点病院の勤務者各１名、各医育機関医師会の救急部門から１名、ほか会長が必要と認める者とされている。

年に一度構成メンバーを参集して「全体会議」を開催しており、当会が実施または関与している救急・災害医療関係事業の結果報告を行っている。具体的には、災害対応力を底上げするための「JMAT研修会」、航空医療の要となる全道４か所の「ドクターヘリ事業」や「北海道患者搬送固定翼機運航事業（メディカルウイング）」の運航状況、地域の小児救急医療体制を維持するため全道各地で開催している「小児救急医療フォーラム」等、多岐にわたる取組を共有している。同時に、高齢者の救急搬送問題や災害時における医療救護活動等に関するトピックスを取り上げて協議、意見交換を行っている。

2．勤務医部会

この部会は当会の事業として実施する勤務医にかかわる地域医療活動、生涯研修および福祉対策等に関し、会長の諮問に答え、併せて事業の推進を図ることを目的とし、全国で12番目となる昭和61年に設置している。構成メンバーは当会理事のほか、勤務医であって、各郡市医師会ならびに医育機関医師会からの推薦者各１名（ただし札幌市医師会からはさらに各支部１名）、ほかに会長が必要と認める者としている。

この部会では毎年全体会議を開催して各地域の部会員と意見交換しているほか、部会員の中から会長指名された委員による運営委員会を年３回程度開催している。この運営委員会の最大の事業は２年毎に行っている地域医療の現況調査であり、道内の病院に対して地域医療を取り巻く現況についてのアンケート調査を行い、勤務医の実態とその問題点を分析評価して報告書を発行している。この地域医療の現況調査は過去の調査結果の蓄積もあって本道の医療の実情を示す貴重な資料になっている。さらに令和５年度は、この報告書の中から問題点を総括して「北海道の勤務医の勤務環境改善のための提言」としてまとめ、関係機関に要請を行っている。

また次世代を担う若手医師の意見を勤務医部会の活動に反映することを目的に、勤務医部会設置規程第５条の１項の規定に基づき、若手医師専門委員会を設置し、平成28年度から活動している。構成メンバーは若手世代の勤務医（原則50歳未満の者）であって、各ブロックの郡市医師会からの推薦者各１名以上ならびに医育機関医師会からの推薦者各１名としている。この委員会では運営委員会に参加して若手としての意見を発言するほか、当会が主催する医学生・若手医師対象のセミナーについても企画立案段階から関与している。さらに、令和６年４月に施行された医師の働き方改革の勤務医への影響を把握するため、次回（令和７年５月）の地域医療の現況調査に併せて勤務医個人向けアンケート調査を行い、その結果を分析して報告書としてまとめる予定である。

3．警察活動協力医会（新規）

はじめにこの部会の名称が「警察活動協力医会」となっている理由を説明する。日本医師会では、

令和５年度より各都道府県医師会にある警察活動に協力する部会等の総称を「警察活動協力医会」としたことから､本会に部会を設置するにあたり､名称を同じにしたため、部会ではあるが医会としている。

この医会は北海道医師会の事業として実施する警察活動について会長の諮問に答え、併せて事業の推進を図ることを目的とする。構成メンバーは当会副会長および常任理事のほか、北海道医師会員であって、警察活動に協力する者、ほかに会長が必要と認める者としている。この医会は、大規模災害時の検案体制を整えることを第一としているが、そのほかに検案医を対象に法医学者や警察の検視官による研修会を行っている。

委員会

１．医療政策等検討委員会

この委員会は保健・医療・福祉・そのほかの医療政策等について調査、研究、提言することを目的としている。構成メンバーは当会役員若干名（副会長・医療政策部担当役員・地域医療部長・救急医療部長など）のほか、各ブロックからの推薦者１名（ただし中央ブロックは２名)、さらに会長が必要と認めた時は、会員および部外の者を委員に委嘱できることとしている。委員会では地域医療の諸問題、例えば医療従事者の確保や看護学校の再編、初期（一次)・二次救急医療体制などをテーマに意見交換を行っている。

２．学校保健推進委員会

この委員会は学校保健にかかわる諸問題の解明とその改善について検討し、本道学校保健の向上を目的とするものである。構成メンバーは当会副会長ならびに地域保健部担当理事若干名、当会会員で学校医である者および学校保健に協力している者若干名であり、会長が委嘱する。またこれ以外にも会長が必要と認めた時は、特別委員を若干名委嘱することができるとされている。委員会では日本医師会学校保健委員会の活動内容および児童生徒専門医健診推進事業の報告や北海道教育委員会から学校保健の課題とその対応について話題提供を受けている。また、近年は「いじめ」に対する考え方や知識を学ぶことを目的とした勉強会も併せて開催している。

３．健康スポーツ医学推進委員会

この委員会は健康スポーツ医学の進歩向上を図ることを目的としており、構成メンバーは当会役員若干名のほか、会長指名の当会会員若干名、さらに会長が必要と認めた時に会員外から特別委員を若干名委嘱することができるとされており、北海道スポーツ協会からの推薦の委員も就任している。本委員会では北海道マラソンでの医療提供体制への対応や、日本医師会認定健康スポーツ医制度研修会について議論している。

４．母子保健対策推進委員会

この委員会は、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、母と子に関する医療・保健・福祉環境の整備等の推進を図ることを目的としている。構成メンバーは当会役員若干名のほか、活発な活動を展開されている郡市医師会から推薦された当会会員若干名、ほかに会長が必要と認めた時は会員外から特別委員を若干名委嘱している。委員会では各地域での取組状況を共有し、また日本医師会母子保健検討委員会や日本医師会母子保健講習会についての報告や道庁から北海道における母子保健対策の取組等について話題提供を受けている。令和５年度の委員会においては当会と本委員会との連名で新生児マススクリーニングの追加検査にかかる公費助成の拡充について北海道および北海道議会へ要望書を提出しており、令和６年度には、いまだ北海道での具体的な動きが見えないことから、再度要望書を提出した。

５．産業保健活動推進委員会

この委員会は、産業保健にかかわる諸問題の解明とその改善について検討し、本道の産業保健の向上を目的としている。構成メンバーは当会副会長ならびに産業保健部担当理事若干名、当会会員で産業医である者若干名であり､会長が委嘱する。なお会長が必要と認めた時は、特別委員を若干名委嘱することができるとされている。委員会では産業保健各種研修会の実施状況や日本医師会産業保健委員会の活動内容等について報告を行うとともに、当該年度の産業保健研修会について講師選定も行っているが、その際、各委員にも講師を務めていただいている。また近年は北海道労働局から産業保健に関する最新の話題について情報提供をいただき、意見交換も行っている。

６．医師会賞受賞者選定委員会

当会は医学的研究を奨励するため、医学研究および医事衛生に関する優秀な業績をあげられた方に対し、毎年北海道医師会賞を贈呈し、その業績を表彰しているが、この委員会はその選定を行うことを目的としている。表彰は北海道医学大会総会に先立って開催する贈呈式において行われる。

７．医師会表彰選考委員会

当会定款第13条では本会のために著しい功績をあげた者に対して表彰できるとしており、当会創立記念式典において会員（例：満70歳以上の会員であって功績顕著であり、会員期間20年以上の

者）や、会員が所属する医療機関従業員等の表彰を行っている。この委員会はその被表彰者を選考することを目的としている。

8．母体保護法指定医師審査委員会

母体保護法第14条では都道府県医師会が母体保護指定医師を指定することとされているが、この委員会はその指定医師の指定や、更新および取消等を審議することを目的としている。構成メンバーは当会役員２名と医育機関３名、行政官庁１名、公的医療機関２名、北海道産婦人科医会２名、学識経験者１名の計11名。ほかに担当部役員が委員会にオブザーバー出席している。

また、令和５年４月28日付けに承認された経口投与妊娠中絶薬は、都道府県医師会において適正使用を監視・監督することとされ、医薬品製造販売事業者および医療機関から報告された販売・使用数量の整合性について、毎月、状況を確認している。

なおこの審査委員会の審査結果に不服のある医師に対し、公正にその意見を徴して審査を行うために、母体保護法指定医師不服審査委員会を設置している。構成メンバーは医育機関・公的医療機関より４名、医師以外３名（うち１名は弁護士資格を有する法曹関係者）の７名である。

9．医事紛争処理委員会（理事会設置）

本委員会は、本会会員にかかわる医事紛争の発生にあたり、厳正な学問的立場を堅持しつつ会員と協力して対策を講ずることを目的に設置している。委員会は、毎月第４水曜日を基本に定例開催しており、事案の早期解決に努めている。構成メンバーは、常任委員14名およびオブザーバーとして顧問弁護士２名であり、必要に応じて特別委員ならびに郡市医師会の担当者が出席している。

10. その他（必要に応じて開催する委員会）

医業経営・福利厚生事業等検討委員会、育英資金運営委員会、医師会の在り方検討委員会、会費・負担金等検討委員会、学術委員会、定款等検討委員会、労災・自賠責保険医療等改善対策委員会、母体保護法指定医師不服審査委員会は必要に応じて開催する委員会であり、ここでは詳細の報告を割愛する。

当会定款では部会および委員会は医師会事業の効率的な推進を図る役割を担うこととされている。具体的には当会役員と郡市・医育機関医師会から選出された委員等が、その時々のテーマに対して課題を取り上げ、情報共有を行いながら地域の意見を取り入れ、北海道や日本医師会に申し入れを行っているのである。今後もその活動に注目していただきたい。

北海道医師会の部会および委員会

（令和７年３月１日現在）

部会・委員会名	部会長・委員長氏名
救急医療対策部会	住　田　臣　造
勤務医部会	和　田　卓　郎
勤務医部会・若手医師専門委員会	橋　口　仁　喜
警察活動協力医会	沼　﨑　　彰
医療政策等検討委員会	荒　木　啓　伸
学校保健推進委員会	三　戸　和　昭
健康スポーツ医学推進委員会	三　戸　和　昭
母子保健対策推進委員会	三　戸　和　昭
産業保健活動推進委員会	村　上　　学
医師会賞受賞者選定委員会	－
医師会表彰選考委員会	城　　守
母体保護法指定医師審査委員会	晴　山　仁　志
医事紛争処理委員会	佐　古　和　廣
医業経営・福利厚生事業等検討委員会	－
育英資金運営委員会	－
医師会の在り方検討委員会	－
会費・負担金等検討委員会	－
学術委員会	－
定款等検討委員会	－
労災・自賠責保険医療等改善対策委員会	－
母体保護法指定医師不服審査委員会	－